

野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実施要綱

令和3年3月29日付け2農畜機第6940号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、我が国においてまん延している豚熱ウイルスの野生イノシシへの感染拡大を防止する観点から、野生イノシシに対する豚熱経ロワクチンの効率的かつ効果的な散布方法を確立するための取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって我が国の養豚生産振興に資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、公益社団法人中央畜産会とする。

第2 事業の内容

事業実施主体は、第3の2の（2）に規定する全国協議会が1の事業を実施する場合又は第3の2の（3）に規定する都道府県協議会が2及び3の事業を実施する場合に、その実施に要する経費を補助するものとする。

1 経ロワクチン導入支援

全国協議会は、国（農林水産省消費・安全局動物衛生課）が決定した輸入数量に基づく第3の2の（4）に規定する豚熱用経ロワクチン（以下「経ロワクチン」という。）の導入及び導入した経ロワクチンを冷凍倉庫に保管する取組を実施

2 経ロワクチンの効率的かつ効果的な散布実証支援

都道府県協議会は、豚熱経ロワクチンの野外散布実施に係る指針（平成31年3月6日付け30消安第5881号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）に基づき都道府県が策定する経ロワクチン野外散布に係る県計画（以下「県計画」という。）に基づき、山塊等の野生イノシシの生息圏（以下単に「山塊等」という。）における効率的かつ効果的な経ロワクチンの散布方法の実証に必要な以下の取組を実施

- （1）実行計画の策定
- （2）作業の実行に必要な調整及び指示・指導
- （3）経ロワクチンの散布地点の選定（及び餌付け）の実施
- （4）経ロワクチンの散布
- （5）散布した経ロワクチンの回収
- （6）散布地点の選定（及び餌付け）・散布・回収データの取りまとめ

3 経ロワクチンの散布の省力化支援

都道府県協議会は、ドローンやバイトステーション等を活用した散布方法の省力化を図るための取組を実施

第3 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第2の事業を実施するに当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）に提出し、承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の実施要件等

(1) 事業の対象地域

本事業の対象地域は、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき国が設定する豚熱ワクチン接種推奨地域とする。

(2) 全国協議会

全国協議会は、豚熱経口ワクチンの導入及び都道府県協議会への供与を目的とし、令和元年11月14日に設立されたCSF経口ワクチン導入全国協議会とする。

(3) 都道府県協議会

都道府県協議会は、地域のバイオセキュリティ向上の促進及び隣接する都道府県を含む地域の野生イノシシへの豚熱ウイルスの感染防止を目的とし、都道府県、市町村、猟友会、畜産関係団体等から構成される都道府県を区域とする協議会であって、次に掲げる事項の全てを内容とする規約を有するものとする。

ア 都道府県協議会の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する全ての事項

イ 都道府県協議会の事業及び運営に関する事項

ウ 畜産振興に関する事項

エ 財務及び会計に関する事項

オ その他都道府県協議会の目的達成に必要な事項

(4) 事業の対象となる経口ワクチン

この事業の対象となる経口ワクチンは、国が選定する（欧州で実際に使用され、野生イノシシにおいて清浄化が達成されている）製品とする。

(5) 動物用医薬品等輸入確認願

全国協議会は、経口ワクチンを購入するに当たり、動物用医薬品等の輸入監視について（平成26年11月17日付け26消安第4019号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長の確認済印を受けた動物用医薬品等輸入確認願の交付を得ることとする。

(6) 事業における人件費・賃金の取扱い

ア 第2の2の事業における人件費・賃金は、別表1に掲げる額を上限とする。

イ 人件費・賃金は、作業の従事時間に応じた金額（作業時間×時間単価）を支払うものとする。時間単価の算定方法は、別表1に掲げる単価を8で除して得た額を上限とする。

(7) 都道府県協議会が事業を行う際の外部委託の制限

都道府県協議会が第2の2の（2）の事業の実施において事業の一部を外部に委託する場合、会議運営や計画策定等事業の根幹をなす業務を委託することはできない。

(8) 経口ワクチンの空中散布

第2の2の（4）の事業において、経口ワクチンをヘリコプター等により空中散布する場合は、県計画に経口ワクチンの空中散布を規定し、「空中散布の準備と実施

の手引き」(令和2年7月9日付け農林水産省消費・安全局)に従い適切に実施できるものとする。

3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和3年度とする。

第4 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、全国協議会及び都道府県協議会に対する事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県協議会は、事業実施主体の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 補助金の変更交付申請

事業実施主体は、補助金交付決定があった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第3号の野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実績報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、

当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書きにより申請をした場合において、第6の4に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書きにより申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の野生イノシシ経口ワクチン散布対策事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合（事業実施主体自ら又は全国協議会若しくは都道府県協議会の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理については、他と明確に区分し経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備保管するものとする。なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第9 調査及び報告

- 1 機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、全国協議会、都道府県協議会又は事業実施主体に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。
- 2 事業実施主体は、全国協議会又は都道府県協議会に対し、事業実施状況及び事業実績について調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第10 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、理事長が別に定めるところによる。

附 則（令和3年3月29日付け2農畜機第6940号）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い、豚熱野生イノシシ経口ワクチン導入緊急支援事業実施要綱

(令和元年6月20日付け元農畜機第1895号)及び豚熱野生イノシシ経ロワクチン緊急散布支援事業実施要綱(令和元年7月5日付け元農畜機第2286号)は、廃止する。

3 2の規定により廃止される前の豚熱野生イノシシ経ロワクチン導入緊急支援事業実施要綱及び豚熱野生イノシシ経ロワクチン緊急散布支援事業実施要綱の規定に基づき交付決定され、又は事業計画の承認を受けた事業の実施については、なお従前の例による。

4 2の規定により廃止される前の豚熱野生イノシシ経ロワクチン導入緊急支援事業実施要綱の規定に基づき交付決定を受け導入した経ロワクチンのうち、令和2年度末に残存する経ロワクチンについては、要綱第2の1により導入した経ロワクチンとみなすものとする。

別表1 人件費及び賃金の上限単価

区 分	上限単価
主任作業員	公共工事設計労務単価（国土交通省）の各都府県の特種作業員の単価
補助作業員	公共工事設計労務単価（国土交通省）の各都道府県の特種作業員の単価

注1：実行計画の作成、作業の実行に必要な調整及び指示・指導並びに散布地点の選定（及び餌付け）・散布・回収データの取りまとめ・報告を行う者にあつては主任作業員とする。

注2：散布地点の選定（及び餌付け）、散布及び回収の作業を実施する班（グループ）において、統括者たる主任作業員を置く場合は1名のみとし、その他の者は補助作業員とする。

注3：補助対象経費のうち、別表2の4の事業の推進指導のうち補助対象経費欄の賃金については、本表の上限単価は適用しないものとする。

別表 2

区 分	補助対象経費	補助率
1 経ロワクチンの導入支援	<p>全国協議会が国の策定した計画に基づき経ロワクチンの導入・保管に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経ロワクチン購入費 ・輸入運賃・通関料 ・保管料 ・入庫経費 ・出庫経費 ・事務諸費（印紙代、振込手数料等） 	定額
2 経ロワクチンの効率的かつ効果的な散布実証支援	<p>都道府県協議会が県計画に基づき、山塊等における効率的かつ効果的な経ロワクチンの散布方法の実施用に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託費（人件費、一般管理費） ・賃金※ ・諸経費（保険料、倉庫借料、登記簿取得経費等） ・防疫資材費 ・消耗品費 ・備品費 ・旅費（旅費、車両借上料、燃料費） ・感染性廃棄物処分費 ・保管費（冷凍庫） ・輸送料※ ・飼料代（餌付け用） 	定額
3 経ロワクチンの散布の省力化支援	<p>都道府県協議会が、ドローンやベイトステーション等を活用した散布方法の省力化を図るための取組に要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃借料 ・備品費 ・諸経費（画像解析料、衛星画像データ購入費） 	定額
4 事業の推進指導 (1) 事業実施主体分	<p>事業を円滑に推進するために要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借料 ・旅費 ・印刷製本費 ・消耗品費 	定額

<p>(2) 全国協議会分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費 ・技術指導事務費 ・賃金 ・賃借料 ・事務諸費 <p>全国協議会が1の事業を円滑に推進するために要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借料 ・旅費 ・印刷製本費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・技術指導事務費 ・賃金 ・賃借料 ・事務諸費 	<p>定額</p>
<p>(3) 都道府県協議会分</p>	<p>都道府県協議会が2及び3の事業を円滑に推進するために要する以下の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会場借料 ・旅費 ・印刷製本費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・技術指導事務費 ・賃金 ・賃借料 ・事務諸費 	<p>定額</p>

注：※は、2の事業の一部を委託する場合、補助対象経費のうち賃金及び輸送費は委託の対象外とする。

別紙様式第1号

令和 年度野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実施要綱第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負 担 区 分		備考
		機構補助金	その他	
1 経ロワクチンの導入支援				
2 経ロワクチンの効率的かつ効果的な散布実証支援				
3 経ロワクチンの散布の省力化支援				
4 事業の推進指導				
(1) 事業実施主体分				
(2) 全国協議会分				

(3) 都道府県協議会分				
合 計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を【 】書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式

令和 年度野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実施計画書

1 経ロワクチンの導入支援（全国協議会）

（単位：円）

区 分	個 数	単 価	事業費	備 考
合 計				

2 経ロワクチンの効率的かつ効果的な散布実証支援（都道府県協議会）

（単位：円）

協議会名	区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計				

3 経ロワクチンの散布の省力化支援

（単位：円）

協議会名	区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計				

4 事業の推進指導

（1）事業実施主体分

（単位：円）

区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計			

(2) 全国協議会分

(単位：円)

区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計			

(3) 都道府県協議会分

(単位：円)

協議会名	区 分	内 容	事業費	算出根拠
合 計				

【添付資料】 県計画の写し

別紙様式第2号

令和 年度野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知（及び令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定の変更の通知）のあった野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実施要綱第6の2の規定に基づき申請します。

注：（ ）書きは、2回目以降の変更承認申請時に記載すること。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を（ ）書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度豚生イノシシ経ロクチン散布対策事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった野生イノシシ経ロクチン散布対策事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、野生イノシシ経ロクチン散布対策事業実施要綱第6の3の(2)の規定に基づき申請します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日 迄予定出 来高 (④+⑤)/ ②	残高 ②-④ -⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円		
合計									

注：それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求辞典での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名

金融機関名： 支店名：
預金種類：
口座番号：
口座名義：

別紙様式第4号

令和 年度野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業について、下記のとおり実施したので、野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実施要綱第6の4の規定に基づきその実績を報告します。
なお、併せて精算額 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実績書」のとおり。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1：1から3までは別紙様式第1号に準じて作成すること。

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名：

支店名：

預金種類：

口座番号：

口座名義：

別紙様式第5号

令和 年度野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定のあった野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業について、野生イノシシ経ロワクチン散布対策事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還がある場合は、記載すること))

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金の額の確定額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

()

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

()

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料